

2020年2月14日

株式会社オフィスサポート 御中

東芝機械株式会社 独立委員会

委員長 岩崎清悟

委員 佐藤 潔

委員 寺脇一峰

### 貴社 2020年2月10日付けご質問に対する回答

このたびは、当委員会からの2020年2月5日付け「貴社2020年2月5日付け公表文についてのご質問」（以下「2020年2月5日付けご質問」といいます。）に対し、早急にご回答いただきありがとうございました。当委員会は、当該ご回答や従前の開示資料その他の資料等を慎重に検討し、2020年2月12日付けで東芝機械株式会社（以下「当社」といいます。）の取締役会に対して勧告書（以下「本勧告書」といいます。）を提出しております。当該勧告書の概要については、2020年2月12日付け当社プレスリリース「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）及び株主意思確認総会の開催のお知らせ」をご参照ください。

また、上記ご回答に併せ、貴社より2020年2月10日付けでご質問をいただいた事項について、以下のとおり回答いたします。

1. ご質問事項(1)について

当職らは、それぞれ就任以来、当社社外取締役として、当社の市場株価の動向、株主総会における議決権行使の内容、当社株主からの要望等を勘案し、当社の業績、財務状況及びこれを踏まえた今後の経営計画等が資本市場その他のステークホルダーから十分に評価されているものかといった観点から、当社経営陣を監督してまいりました。市場株価が BPS に達していないことも勘案した事情の 1 つではありますが、BPS は 1 つの指標であり、BPS のみが上記の監督において重視されるべきものであるとは考えておりません。

2. ご質問事項(2)について

本勧告書に記載のとおり、当社は 2019 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を継続せず、廃止することを決議しておりますが、当該取締役会決議は、いわゆる平時導入型の買収防衛策の廃止を決議したものにすぎず、当社の企業価値ないし株主の共同の利益の最大化を妨げる大量買付行為が開始されるような場合に、これに対する対抗措置を一切放棄したのではなく、また、当社の株主がそのような放棄を望む意向であったとも考えておりません。また、本対応方針の導入に際して株主の意思を確認する機会が付与されていなかったとはいえ、本対応方針が、原則として株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ発動されることとされていることを踏まえ、本対応方針が「株主の意思に反して導入される」ものであるとは考えておりません。

3. ご質問事項(3)について

当社がこれまで中期経営計画を達成することができていない点は、当社経営陣として大いに反省すべきものと考えておりますが、他方、中期経営計画が達成困難となった場合にこれをそのまま残置し、当社株主に対して誤った期待を抱かせることは回避すべきであり、その意味において当社が中期経営計画を計画期間中に修正したことが不適切であるとは考えておりません。

4. ご質問事項(4)について

上記 3.に記載のとおりです。

5. ご質問事項(5)について

当職らが同時に同一人から説明を受け検討したものではなく、個別に説明を受け検討した点もありますので、具体的な氏名・時間等は回答いたしかねますが、当職らは、当社取締役、当社取締役会の事務局、当社のアドバイザー等から十分に

説明を受け、資料を含め検討しております。

6. ご質問事項(6)について

当委員会としては、貴社質問に対する当社の回答状況を確認し、回答未了のものがあれば速やかに回答するよう会社に促しております。ご質問の点に関する回答については、当社から貴社に対して 2020 年 2 月 12 日付けで送付された書簡をご参照ください。

7. ご質問事項(7)について

株主の皆様に対する公正な情報開示という観点から、株主の皆様にとって重要な情報は全て当社ホームページに掲載されているものと認識しております。

8. ご質問事項(8)について

当委員会は、諮問事項の検討のため、当社取締役会に対して随時質問を行っておりますが、公開でこれを行うことは予定しておりません。

9. ご質問事項(9)について

本勧告書に記載のとおり、本公開買付けが有する強圧性（本公開買付けが当社の企業価値ないし株主の共同の利益の最大化を妨げるとの当社取締役会の意見を当社株主が信頼した場合、他の株主の行動の予見可能性がないことも相まって、当社株主は、自己が応募しないまま本公開買付けが成立し、本公開買付けによる企業価値ないし株主の共同の利益の毀損を、株主として残った自分自身の損失として受けることを回避するために、かえって本公開買付けに応募することを動機づけられること）を踏まえると、本公開買付けの成否や応募数をもって、本公開買付けが当社の企業価値ないし株主の共同の利益の向上に資するか否かを判断する指標とすることは適当でないと考えております。また、公開買付者が、本公開買付けによって公開買付者グループの所有割合が 43.82%に満たなかった場合には、その差分について当社株式を追加取得することを予定していることからすれば、本対応方針を維持する必要がないとはいえないものと考えております。

以 上